

産業衛生に関する調査研究等における利益相反(COI)に関する規程

(目的)

第1条 本学会、理事会、委員会、地方会及び部会等の活動並びに学会及び学術誌での発表における利益相反 (Conflict of Interest :COI) 状態の透明性を確保することによって、本学会が、社会に対する説明責任を果たし、産学連携の適正な推進を図るうえで適切な COI マネジメントを行い、科学的かつ公正な研究を推進し、その成果を社会還元することを目的とする。

(対象)

第2条 この規程において、利益相反マネジメントの対象となる者は次の各号に掲げる者である。

- (1) 本学会の役員 (理事、監事)、各地方会長、各部会の部会長、各種委員会の委員長、当該年度の学会企画運営委員長 (学会長)、全国協議会企画運営委員長
 - (2) 本学会の学術講演会などの座長および発表者
 - (3) Journal of Occupational Health、Environmental and Occupational Health Practice および産業衛生学雑誌の投稿者
 - (4) 本学会の良好実践事例(GPS: Good Practice Samples)の投稿者
- 2 本学会が組織として生じる利益相反について、マネジメントの対象とする。

(対象となる活動)

第3条 この規程は、本学会が行う次の事業活動に対して適用する。

- (1) 産業衛生に関する学術集会、講演会、研修会等の開催
- (2) 学会誌、学術図書の刊行、及び産業衛生に関する資料の収集、編さん
- (3) 許容濃度等、産業衛生に係わる各種基準等の勧告
- (4) 産業衛生専門職の研修教育及び資格等の認定
- (5) 産業衛生に関する委員会、職能別部会、研究会等の開催
- (6) 産業衛生に関する調査研究
- (7) その他本法人の目的達成上必要な事業

(定義)

第4条 この規程において「利益相反」とは、第2条に規定する対象者が企業又は営利を目的とする団体等(以下「企業等」という。)から得る個人または組織としての経済的利益と第3条に規定する活動とが相反している状態あるいは両立しえない状態をいう。

(利益相反に関する委員会の設置、役割)

第5条 第1条の目的を達するために、利益相反に関する委員会 (以下「委員会」という) を設置する。

2 この委員会は、定款第48条第4項ならびに、「委員会に関する規程」によるほかこの規程による。

3 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 提出された利益相反申告書の審査に関する事項
- (2) 重大な利益相反状態の疑義があると指摘された事柄に関する事項
- (3) 利益相反の自己申告が不申告を含め不適切で疑義があると指摘された事柄に関する事項
- (4) 企画運営委員長等から申請があった事柄に関する事項
- (5) 編集委員長から申請があった事柄に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、利益相反に係る重要事項

4 委員会は、当該者の利益相反状態をマネジメントするためにヒアリングなどの調査を行うことができる。

(委員会の構成、任期)

第6条 委員会は、副理事長ならびに理事長が指名する委員7名以内をもって構成する。理事長は本学会会員以外から委員を指名することができる。

- 2 委員長は、副理事長をもってあて、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長に事故がある場合は副委員長がその職務を代行する。
- 4 委員の任期は2年とする。

(委員の責務)

第7条 委員は、利益申告書の審査およびその他の職務において知り得た情報について、委員としての職務遂行以外の理由で、第三者に漏らしてはならない。

(委員会の開催)

第8条 委員会は委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会委員に関わる利益相反の調査の際は、当該委員は審議に加わらない。
- 3 委員会は、委員の過半数の出席でもって成立する。
- 4 委員会の議事は、出席者の過半数でもって決する。可否同数の場合は委員長が決するところによる。
- 5 委員長は、委員会での審議結果について理事長に報告するものとする。

(理事長の責務)

第9条 理事長は、法人における利益相反マネジメントを総括する。理事長は理事会の議を経て適切な措置を講じなければならない。

(役員等の責務)

第10条 本学会の役員（理事、監事）、各地方会長、各部会の部会長、各種委員会の委員長、当該年度の学会企画運営委員長（学会長）、全国協議会企画運営委員長、個人における以下の（1）～（9）の事項で、細則で定める基準を超える場合には、就任する時点で所定の書式にしたがい理事長に申告するものとする。また、就任後、新たに利益相反状態が発生した場合には規定にし

たがい、修正申告を行うものとする。なお、申告された内容の具体的な開示、公開の方法については別に細則で定める。

- (1) 企業・法人組織、営利を目的とする団体（以下、企業・営利目的の団体）の役員、顧問職などへの就任
- (2) 株の保有
- (3) 企業・営利目的の団体からの特許権使用料
- (4) 企業・営利目的の団体より支払われた日当、講演料など（産業医・産業保健、診療に関する活動は除く）
- (5) 企業・営利目的の団体よりパンフレットなどの執筆に対して支払われた原稿料
- (6) 企業・営利目的の団体が提供する研究費
- (7) 企業・営利目的の団体が提供する奨学（奨励）寄付金
- (8) 企業などが提供する寄付講座
- (9) その他の報酬（研究とは直接に関係しない旅行、贈答品など）

（会員の責務）

第11条 会員は本学会での学術講演などで発表する場合、あるいは本学会の名称を使って発表する場合は当該研究実施に関わる利益相反状態を所定の書式に従い正しく申告し、学術集会の担当責任者（企画運営委員長等）の指示に従わなければならない。

2 利益相反に関する開示事項は、前条に準ずる。

（企画運営委員長等の責務）

第12条 本学会学術集会の担当責任者（企画運営委員長等）は、研究などの発表との関係で、本規程に反する疑いが生じた場合には、検証し、本規程に反する演題については書き換えの指示、あるいは発表を差し止め・取り消しなどの措置を講じなければならない。

2 この場合には、速やかに発表予定者に理由を付してその旨を通知する。

3 なお、これらの措置を行った際に上記担当責任者は委員会に報告するものとする。

（Journal of Occupational Health、Environmental and Occupational Health Practice および産業衛生学雑誌の投稿者の責務）

第13条 Journal of Occupational Health、Environmental and Occupational Health Practice および産業衛生学雑誌に投稿する者は、投稿規程が示す細則にしたがい正しく申告し、編集委員長の指示に従わなければならない。

（編集委員長の責務）

第14条 編集委員長は、研究などの発表との関係で、本規程に反する疑いが生じた場合には、検証し、本規程に反する投稿論文については書き換えの指示、あるいは発表を差し止めるなどの措置を講じなければならない。

2 この場合には、速やかに投稿者に理由を付してその旨を通知する。

3 本規程に違反していたことが当該論文掲載後に判明した場合は、当該刊行物などに編集委員長名でその旨を公知し、論文取り消しなどの措置を講じなければならない。

4 なお、これらの措置を行った際に編集委員長は委員会に報告するものとする。

（その他の事業の会長や委員長等の責務）

第15条 各地方会長、各部会の部会長、各種委員会の委員長、当該年度の学会企画運営委員長（学会長）、全国協議会企画運営委員長は、それぞれが関与する学会事業に関して、その実施が本規程に沿ったものであることを検証し、本規程に反する事態が生じた場合には、速やかに事態の改善策を検討しなければならない。

2 この場合には、速やかに対象者に理由を付してその旨を通知する。

3 上記事業の責任者は、これらの措置を行った際に委員会に報告するものとする。

（学会組織の利益相反の開示）

第16条 理事長は、企業・営利目的の団体からの学会への利益供与に関して、以下の（1）～（3）の事項で、細則で定める基準を超える場合には、その内容および金額の開示を行う。なお、申告された内容の具体的な開示、公開の方法については別に細則で定める。

（1）企業・営利目的との受託研究等（研究助成金、共同研究、受託事業等）

（2）企業・営利団体からの寄付金収入（本部、地方会、部会、研究会、学会・全国協議会、その他）

（3）学術集会・講演会の開催支援等収入（企業主催・共催のセミナー、シンポジウム等）

（違反者に対する措置）

第17条 理事長は、委員会の報告に基づき、理事会で審議した結果、重大な違反があると判断した場合には、その違反の程度に応じて一定期間、次の措置の全てまたは一部を講ずることができる。

（1）本学会が開催するすべての講演会での発表禁止

（2）本学会の刊行物への論文掲載禁止・取り消し

（3）本学会の役員、各地方会長、各部会の部会長、各種委員会の委員長、当該年度の学会企画運営委員長（学会長）・全国協議会企画運営委員長の就任禁止、停職および解任

（4）本学会の理事会、委員会等の出席停止

（5）本学会会員の資格停止、除名、あるいは入会の禁止

（不服の申立）

第18条 被措置者は、本学会に対し不服申立をすることができる。本学会の理事長は、これを受理した場合、速やかに不服申立てに関する審査委員会（臨時諮問委員会）を設置して、審査を委ね、その答申を理事会で協議したうえで、その結果を不服申立者に通知する。

（説明責任）

第19条 本学会は、重大な本規程の違反があると判断した場合は、直ちに理事会の協議を経て

社会に対する説明責任を果たさねばならない。

（細則の制定）

第 2 0 条 本学会は、本規程を運用するために必要な細則を制定することができる。

（規程の改正）

第 2 1 条 本規程は、理事会の議を経て改正することができる。

附則

1. 本規程は平成 25 年 4 月 13 日より施行する。
2. 本規程は平成 25 年 9 月 21 日より施行する。
3. 本規程は令和元年 7 月 21 日より施行する。
4. 本規程は令和元年 12 月 21 日より施行する。
5. 本規定は 2021 年 5 月 19 日より施行する。